

被災船舶の解体・撤去・処分に係る意向確認書

<本意向確認書の対象の被災船舶>

整理番号(※)	
種類	漁船 ・ 小型船舶
船名	
船舶番号(検査済票番号)	
漁船登録番号(漁船のみ)	

※「整理番号」の欄には、「浪江町内被災船舶一覧表」や被災船舶の写真の左上に掲載されている「整理番号」(例:「NM-068」)の記入をお願いします。

以下の1. 又は2. のうち、該当する番号に○を付けたうえで、下の署名欄にご記入ください。

1. 私は、上の「本意向確認書の対象の被災船舶」にある被災船舶(以下「本件被災船舶」という。)の所有者として、国が本件被災船舶の解体、撤去及び処分を実施することを希望し、その実施について同意します。また、本件被災船舶の撤去及び処分に、別紙にある全ての事項に同意します。
2. 私は、本件被災船舶の所有者として、本件被災船舶を自ら引き取るため、国が本件被災船舶の解体、撤去及び処分を実施することは希望しません。

平成 年 月 日

ふりがな
船主名 :

住民票住所 :

現住所 :

連絡先電話番号 :

※船主以外の方が代理人として本意向確認書を提出する場合のみ、以下もご記入ください。

ふりがな
代理人氏名 :

本人との続柄 :

代理人 住民票住所 :

代理人 現住所 :

代理人連絡先電話番号 :

【提出者の方の本人確認ができる書類(運転免許証のコピーなど)の添付をお願いします】

本件被災船舶の解体、撤去及び処分に係る同意事項

- ① 国が本件被災船舶の解体、撤去及び処分を実施することについて、あらかじめ、本件被災船舶及び本件被災船舶内の財物に係る全ての権利者の同意を得ていること。
- ② 本件被災船舶及び本件被災船舶内の財物の解体、撤去及び処分に伴う事後の紛争があった場合は、本意向確認書を提出した本件被災船舶の所有者の責任において解決すること。
- ③ 本件被災船舶及び本件被災船舶内の財物の解体、撤去及び処分について、国や解体、撤去及び処分を行う業者に対し、一切の不服申立て及び紛争の提起をしないこと。
- ④ 本件被災船舶及び本件被災船舶内の財物の解体及び処分に伴い資源価値として収入が生ずる場合にあっても、当該収入に係る一切の権利を放棄すること。
- ⑤ 本件被災船舶の所有者が、健康上の理由等により、国による解体、撤去及び処分の実施の同意に係る手続きにあたり代理人を定める場合は、当該代理人に同意に係る手続きの一切の権限を委任し、当該代理人はこれを受任すること。
- ⑥ 本件被災船舶の撤去、解体及び処分に関する業務に必要な限度で、本意向確認書及び本意向確認書に添付された本人確認書類に記載された個人情報等を、国が、撤去及び処分を行う業者その他必要な第三者に提供し、及び使用すること。